

(株)日本廃棄物管理機構 (JAAO) は毎月 15 日に廃棄物処理・リサイクルに関わる情報をメールでお届けしています。

全産連が 3/14 公表した景況判断指数 (DI)、環境省が 3/27 発表した処理施設の設置等に関する状況 (H21 年度実績)。これら指標から廃棄物処理業界の現在、そして今後を読み解く作業を試みた。処理事業者の経営判断に活かすヒントを示しつつ、排出側にも契約関係を結ぶ処理事業者の経営状態に対する目配りの必要性を提起する。

産廃事務を行う自治体が 111 になった。111 番目は豊中市 (大阪府) である。産廃、特管産廃処理業許可のみならず、排出事業者側のマニフェスト交付状況報告等、各種義務的報告の受け手ともなるので注意が必要だ。



### 指標から見えて来る産廃業界の現状; ~ 景況判断指数(DI)、処理施設設置数 ~

木川 仁

産廃業界の現状を把握する上で重要な指標が相次いで発表された。1 つ目の指標は、3 月 14 日、公益社団法人全国産業廃棄物連合会から出された「産業廃棄物処理業景況動向調査 (2011 年 7 - 12 月)」だ。また、3 月 27 日には、環境省から「産業廃棄物処理施設の設置、産業廃棄物処理業の許可等に関する状況 (平成 21 年度実績)」が出された。これらの発表資料から、産廃業界の現状を考えてみたい。

#### 1. 産業廃棄物処理業景況動向調査 (2011 年 7 - 12 月)

本誌第 52 号 (2011 年 12 月発行) では、前回の調査結果 (2011 年 1 - 6 月) を受けて、産廃業界が 2008 年 9 月のリーマンショック以降、全ての景況判断指数 (DI) のマイナスが続いており、産廃業界は難しい経営環境に置かれていることを述べた。他方、前回の報告では、製造業がリーマンショックを克服し、また、産廃業界に対して東日本大震災の廃棄物処理への貢献予測もあることから、今後の DI の見通しが徐々に改善する傾向が見えていた。つまり、産廃業界は当面の最悪期を脱したものと考えていた。

ところが、今回発表された DI (図 1 参照) では期待していた程の大きな改善は見られず、むしろ来期見通しは大きく減少していることが判明した。理由はいろいろ考えられるが、製造業をはじめとする排出事業者の排出量削減努力や 3R の推進を継続的に行っていることが大きな要因だろう。また、東日本大震災の廃棄物処理が、ほとんど進まなかったことも一因と考えられる。当初、震災廃棄物処理に関して特例として産廃業界が処理できるように調整が進められたが、政府・自治体は特例を認めずあくまでも一般廃棄物として処理したいようだ。

産廃 DI は、最近発表された日銀短観における大企業製造業業況指数より悪い数値が依然として続いている。日

銀短観における業況判断指数は、産廃 DI と同じようにリーマンショック時、-50 以下になったが、2010 年にはプラスに転換している。確かに、中小企業における業況判断指数は、-10 前後程度までしか回復していないため、産廃業界もマイナスの数値になっても不思議ではない。しかしながら、産廃 DI は、全産連の 500 社前後の企業の回答をまとめた数値であり、これら企業は、大手製造業や大手非製造業が顧客の中心になっている。どうして顧客と連動した景況感を持っていないのか分析してみる必要があるようだ。こうした地道な作業を行いながら自社の今後の事業展開を考えて欲しい。

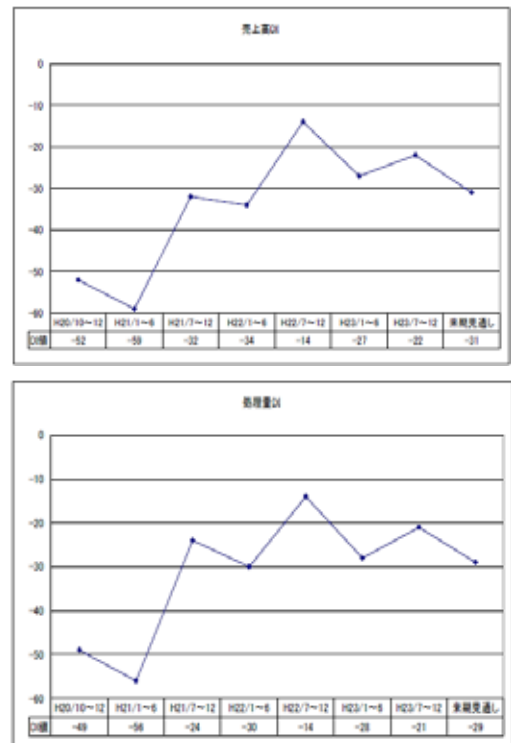


図 1 売上高 DI (上) と処理量 DI (下) の推移

【はみ出し情報】日本では使用済機器からのレアメタル回収を都市鉱山と称し、審議会は数年越しで検討している。これが国家戦略と言われてもピンとこない。されど、国防の観点からレアメタル確保が対中国戦略として日米欧で論じられているとなれば...。中期的な視点からビジネスとしての検討余地あり! (A.S)

## 2. 産業廃棄物処理施設の設置, 産業廃棄物処理業の許可等に関する状況(平成 21 年度実績)

本誌第 40 号(2010 年 12 月発行)では、産業廃棄物処理施設数の経時変化に関する検証(平成 19 年度実績)を行った。今回は、前回から増えた 2 年分の実績を加味して考察する。

平成 20 年度は、リーマンショックの起きた年で、前章にも述べたように産廃業界の景況感は最も落ち込んでいる状況にあった。そのため、次年度は、施設設置も落ち込むものと予想したが、現実には、図 2 に示すように、木くず・がれき類の破碎施設と廃プラ類の破碎施設は増加している。この現象の意味するところは何であろうか。

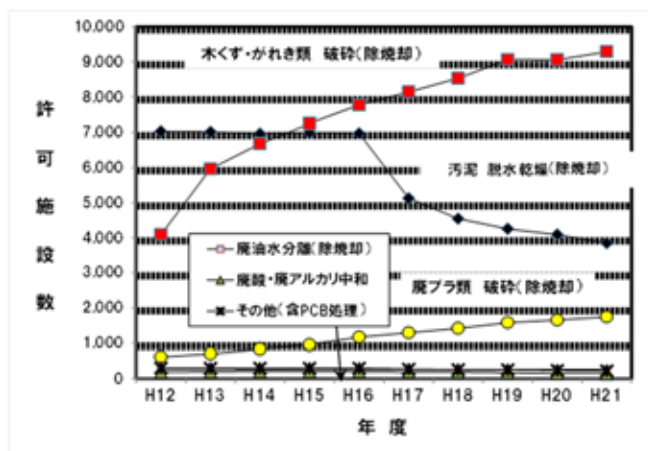


図2 焼却施設を除いた中間処理設置件数

確かに、施設設置を行うには数年前からの準備が必要であるため、直ぐには設置許可件数が落ち込むことはないと予測できる。しかしながら、景況感が - 50 になるような状況では経営判断として施設増強を中断する方が自然のように思われるが、この結果は、逆にリスクをチャンスと捉えた経営者が多いと考えればよいのだろうか。2000 年前後の各種リサイクル法の施行から 3R の推進でトータルの産廃量は増加していない。それどころか近年は減少し始めた状況が存在する。今後、中小企業が多い産廃業界は、さらなる価格競争とサバイバルレースで疲弊しないような経営努力が必要になる。

排出事業者にとってもこうした状況は他人事ではない。自社の廃棄物を適正処理してもらえるパートナーが存続できる否かの状況に突然直面する事態も考えられる。排出事業者責任の履行を行う意味からも、排出事業者も、産廃処理事業者の現状をしっかりと把握して今後の産廃物処理について考えることが必要であり、時には、自社の産廃を取扱う処理事業者に事業の様子を尋ねるなど会話することも重要であろう。(以上)

### 自治体情報

新中核市の豊中市が産廃事務を開始  
～産廃事務を行う自治体数は 111 に～  
西本 周平

平成 24 年 4 月 1 日、豊中市が中核市へ移行するのに伴い、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可に関する事務が大阪府から豊中市へ移譲された。これにより、産廃事務を行う自治体数は 110 から 111 になった。

まず、排出事業者が確認すべき主なポイントとしては、マニフェスト交付状況等報告書や多量排出事業者報告書等の提出先変更、委託先処理業者の許可自治体変更(豊中市内での積替え又は保管を含む収集運搬業許可と処分業許可のみ。積替え又は保管を含まない収集運搬業許可については許可の合理化によりこれまで通り大阪府)適用される産業廃棄物関連条例の変更の 3 つが挙げられる。

条例については、「大阪府循環型社会形成推進条例」における産業廃棄物管理責任者の設置や産業廃棄物の保管の届出等に関する条項は、豊中市域においては適用されなくなったが、これに代わり、同市の「廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の中で同様の条項が追加されている(平成 24 年 4 月 1 日より施行)。産業廃棄物管理責任者を設置する対象事業場の範囲(業種)については、これまで(大阪府)と同じである。また、産業廃棄物の保管の届出についてもこれまでと同じで、敷地等の面積が 300 平方メートル以上の事業場外保管が対象となっている。

なお、廃棄物リサイクル関係の許可、登録、届出等の関係では、業許可のみならず一廃・産廃の施設設置許可事務も移譲された。また、自動車リサイクル法上の許可・登録、PCB 廃棄物特別措置法の届出等の事務も移譲されることになるので注意が必要だ。(以上)

【はみ出し情報】LED ランプのアイリスオオヤマが DHL サプライチェーンと組んで、LED 納入に際して排出される使用済み蛍光管の回収を始める。業許可をもつ物流業者と企画製造業者との協業は今後大きな意味を持つのでは...。(AS)

### ㈱日本廃棄物管理機構 (JAAO)

〒220-8131 横浜市西区みなとみらい 2 丁目 2 番 1 号  
横浜ランドマークタワー 31 階  
Tel. 045-663-6697 Fax. 045-663-4586  
発行: 佐野 敦彦  
編集: 七田 佳代子 E-mail: [shichida@jao.co.jp](mailto:shichida@jao.co.jp)